

平成29年度 体罰に関する調査報告(年間)
 (調査対象期間 平成29年4月1日～平成30年1月31日)
 教職員課

【体罰調査 集計結果】

	体罰アンケートで、子どもや保護者から学校に体罰と考えられる行為を受けたと回答があった数		左記の回答について、再度検証し、学校が体罰であるとした数		体罰アンケート以外で、学校から体罰があったと報告があった数		教育委員会が体罰であるとした数	
	校数	件数	校数	件数	校数	件数	校数	件数
小学校	18	27(1)	0	0	0	0	4	5
中学校	9	14(1)	0	0	0	0	4	4
高等学校	2	8	0	0	0	0	2	6
計	29	49(2)	0	0	0	0	10	15

カッコ内は、小学校は学級支援員(1)、中学校は部活動外部コーチ(1)で内数

【体罰の場面】(委員会が体罰であるとしたもの)(表中の数は、件数)

	ア 授業中	イ 放課後	ウ 休み時間	エ 部活動	オ その他	計
小学校	4	0	0	1	0	5
中学校	3	1	0	0	0	4
高等学校	3	0	0	2	1	6
計	10	1	0	3	1	15

その他は朝課外

【体罰の態様】(委員会が体罰であるとしたもの)(表中の数は、件数)

	ア 平手で 殴る・叩く	イ 拳骨で 殴る・叩く	ウ 棒などで 殴る・叩く	エ 足で蹴る・ 小突く	オ 転倒させ る	カ その他	計
小学校	1	0	1	1	0	2	5
中学校	0	1	2	0	0	1	4
高等学校	0	1	0	0	0	5	6
計	1	2	3	1	0	8	15

その他はデコピン(4)、ボールを投げつける(2)、20分間の正座、コードで巻く

報告のあった職員の性別・年齢構成（延べ件数）

【小学校】

	男	女	合計
20代	0	0	0
30代	1	3(1)	4(1)
40代	3(1)	0	3(1)
50代	7(3)	10(1)	17(4)
60代	4	0	4
合計	15(4)	13(2)	28(6)

2人で1件
1人で2件(50代男性1人、50代女性1人)を含む。

【中学校】

	男	女	合計
20代	1	0	1
30代	1	1	2
40代	5(2)	0	5(2)
50代	5(2)	0	5(2)
60代	0	1	1
合計	12(4)	2	14(4)

【高等学校】

	男	女	合計
20代	0	1	1
30代	0	1	1
40代	0	0	0
50代	1(1)	2(2)	3(3)
60代	3(3)	0	3(3)
合計	4(4)	4(2)	8(6)

1人で2件(50代女性1人)
1人で3件(60代男性1人)を含む。

【参考】平成 25 年 3 月 13 日 24 文科初第 1269 号

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

体罰の判断

		肉体的苦痛	
		なし	あり
身体に対する侵害	なし	非体罰	体罰
	あり	体罰	体罰